令和3年度 緑の少年団活動促進事業 実施要領

1 目 的

緑の少年団は、「緑を守り育てる活動を通じて、心豊かな社会人に育成する。」ことを 目的に、結成されて以来、着実な成長を遂げ、現在3,168団、323千人となっている。

「緑の少年団」活動を一層促進するため、学習活動等の充実、地域との連携強化等の事業に対し助成を行う。

2 事業の対象

- ① 地域単位で活動している緑の少年団等を主な対象として、学習活動等の充実・促進、 指導体制の整備、育成会の結成の促進等に対し助成することにより、地域の一層の協力・支援を得て、緑の少年団活動の目的が達成できるよう、モデル的に支援を行う。
- ② ①の対象となる緑の少年団(以下「モデル的な緑の少年団」という。)は、当該都道 府県連盟の助成申請に基づき、全国緑の少年団連盟が決定する。
- 3 募集数 20団
- 4 助成金 1団体300千円を限度とする。
- 5 助成対象経費
 - (1)活動促進費

区分	内 容
指導者謝金	外部講師・外部指導者に対する謝金
学習教材費	教材購入費・教材作成費
車両借料	バス借り上げ
苗木等資材費	苗木代、作業用具代、資材
傷害保険料	実施日の傷害保険料
その他	用紙代、消耗品等、感染予防機材

(2)活動支援体制整備費

指導体制の整備、育成会の結成のための会議費、資料代等

- 6 助成手続き及びスケジュール
 - (1)「モデル的な緑の少年団」の 助成申請書の提出(~令和3年10月29日) 都道府県連盟は、「モデル的な緑の少年団」を選定し、[様式1]助成申書を作成して全国連盟へ提出する。
 - (2) 助成決定通知(令和3年12月上旬~中旬目処)

全国連盟は助成申請書を審査し、 [様式2] 助成決定通知書を都道府県連盟に送付する。

- (3) 事業実施期間(令和4年4月~令和5年3月末日)
- (4) 事業実績報告(最終提出期限 令和5年5月末日)

「モデル的な緑の少年団」は、事業の完了後、 [様式3] 事業実績報告書を作成し、事業 実行にかかる領収書及び事業実施状況がわかる活動写真・資料などを添付の上、都道府県 連盟経由で全国連盟へ提出する。

(5) 助成金の交付

助成金の交付は、事業実績報告書について審査を行い、適当と認めた経費を確定し、指定の口座に送金する。なお、事業完了前に助成金の一部が必要な場合は、 [様式4] 概算請求書により、概算請求 (24万円限度) を行うことができる。

E-mail: inoue@green.or.jp